**Ⅳ　運賃割増率**

※【運賃料金表様式例】及び【運賃料金適用方例】は、あくまで設定の例示であり、各社で設定する際は必要に応じ、内容を修正等したうえで行ってください。

**１．品目割増**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　　目 | 内　　　　　　　　　　　訳 | 割　　増　　率 |
| 易損品 | １．レントゲン機械、電子計算機等精密機器及びその部品２．宮、みこし、仏壇、神仏像３．ピアノ、その他楽器類及びその部品又は付属品４．度量衡器及びその部品 | ３割以上の臨時の約束による。 |
| 危険品 | １．高圧ガス取締法に定める品目２．消防法に定める品目３．毒物及び劇物取締法に定める品目 | ２割以上の臨時の約束による。ただし特定毒物については、５割以上の臨時の約束による。 |
| ４．火薬類取締法に定める品目５．放射性物質及びこれに類するもの | １０割以上の臨時の約束による。 |
| 特殊物件 | １．引越荷物、生きた動物、鮮魚介類 | ２　　割 |
| ２．屍　　体 | ５　　割 |
| 汚わい品 | 生さなぎ、骨の類、ぼうこう、あま皮、うろこ、内臓、塵芥等の廃棄物、し尿 | ４　　割 |
| 貴重品、高価品 | 貨幣、証券類、貴金属その他高価品で貨物運送約款第９条第１項に掲げる貨物 | ５割以上の臨時の約束による。 |

**２．特大品割増**

|  |  |
| --- | --- |
| １個の長さが荷台の長さにその長さの１割を加えたもの、重量１トン又は容積５立方メートル以上のもの及び積載した状態において車両の高さが３．８メートル以上又は長さが１２メートル以上となるもの。 | ３割以上の臨時の約束による。 |

**３．特殊車両割増**

|  |  |
| --- | --- |
| 冷蔵車・コンクリートミキサー車 | ２　　割 |
| 冷　　凍　　車 | ３　　割 |

**４．悪路割増**

|  |  |
| --- | --- |
| 道路法による道路及びその他の一般交通の用に供する場所ならびに自動車道以外の場所に限る。 | ３　　割 |

**５．冬期割増**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 地　　　　　　　　　　　域 | 期　　　間 | 割増率 |
| 北　　海　　道 | 自　１１月１６日至　 ４ 月１５日 | ２　割 |
| 青森県・秋田県・山形県・新潟県・長野県・富山県・石川県・　福井県・鳥取県・島根県の全県 | 自　１２月 １ 日至　 ３ 月３１日 | ２　割 |
| 岩手県のうち、北上市・久慈市・遠野市・二戸市・九戸郡・二戸郡・上閉伊郡・下閉伊郡・岩手郡・和賀郡福島県のうち、会津若松市・喜多方市・南会津郡・北会津郡・耶麻郡・大沼郡・河沼郡岐阜県のうち、高山市・大野郡・吉城郡・益田郡・郡上郡 |

**６．休日割増**

|  |  |
| --- | --- |
| 日曜祝祭日に運送した距離に限る。 | ２　　割 |

**７．深夜・早朝割増**

|  |  |
| --- | --- |
| 午後１０時から午前５時までに運送した距離 | ３　　割 |

**Ⅴ　消費税及び地方消費税の加算（免税対象となる取引は除く。）**

　　運賃料金総額×消費税法等に基づく税率

**Ⅵ　貸切運賃料金適用方**

**（１）距離制運賃料金適用方**

**（適用区域）**

１．この運賃及び料金は、一般貨物自動車運送事業者が車両を貸切って許可を受けた自己

の営業区域内に発地又は着地が存する貨物を運送する場合に適用します。

**（特殊運賃との関係）**

２．この運賃及び料金は、特殊な貨物の運送、特殊車両を使用する運送等であって、別途　これらに関する運賃及び料金を届出した場合には適用しません。

**（運賃料金計算の基本）**

３．（１）運賃及び料金は使用車両１車１回の運送ごとに計算します。

（２）車両が２両以上連結して運送される場合であって、荷主が同一であり、かつ、　　　　発地及び着地が同一のときは２両以上の車両を１車として計算します。

ただし、荷主が異なるとき又は、発地もしくは着地が異なるときは、それぞれ　　　　の車両を１車として計算します。

**（運賃計算の方法）**

４．（１）運賃は使用車両の最大積載量（標記トン数といます。以下同じ）及び運送距離　　　　によって、運賃率表に掲げてある金額（基準運賃といいます。以下同じ）の上下　　　　それぞれ１０％の範囲内で計算します。

（２）割増率又は割引率が適用される貨物は、基準運賃にそれぞれの率を乗じた金額　　　　を基準運賃に加減したうえで、上下それぞれ１０％の範囲内で計算します。

**（端数の処理）**

５．運賃又は料金を計算する場合において生じた端数は、次により処理します。

（１）計算した金額が１０，０００円未満のときは、１００円未満の端数は１００円に切り上げます。

 　（２）計算した金額が１０，０００円を超えるときは、５００円未満の端数は５００円に、５００円を超え、１，０００円未満の端数は１，０００円に切り上げます。

**（キロ程の計算）**

６．運送距離は、１車１回の運送ごとの実車キロ程によるものとし、経路が二途以上ある　ときは、その最短となる経路のキロ程により計算します。

ただし、荷送人が経路を指定したときは、その指定した経路のキロ程によります。

**（割増率及び割引率の重複する場合の計算）**

７．２種以上の割増率又は割引率が重複する場合は、それぞれの率をあらかじめ加減した　上で計算します。

**（運賃計算の特例）**

８．（１）積載貨物（貨物の性質上、積み重ねて積載することのできない貨物を除きます。）　が標記トン数の５０％以下のときは、直近下位のトン数の車両の運賃を適用します。

　　　この場合、容積貨物にあっては、１立方メートルを２８０キログラムに換算します。

（２）継続かつ反復して行う貨物の運送の契約において、あらかじめ特定の車両トン数を基準として運賃を算出した場合には、実際の使用車両のトン数にかかわりなく、当該基準車両のトン数による運賃を適用することができます。

**（個建契約運賃）**

９．長期にわたって計画的かつ大量に出荷される（１）の各号に該当する貨物の運送契約　（文書をもって運送契約を締結したものに限ります。）をする場合には、運送区間ごと　に（２）の式により算出した１個あたりの運賃を適用することができます。ただし、１　回の出荷量が基準車両の積載可能個数の６０％以上ある場合に限ります。なお、長期契　約割引が適用される場合は適用しません。

（１）①単一品目であること

②荷姿が一定していること

③１個の重量又は容積が一定していること

　　（２）基準車両（運賃計算の基礎となる車両）のトン数による基準運賃

|  |
| --- |
| 当該運送貨物の基準車両積載可能個数×０．7 |

**（品目別割増）**

10．貨物が割増品目に該当する場合には、所定の割増率を適用します。１車の貨物に割増率を適用する貨物と適用しない貨物、又は異なった割増率を適用する貨物が含まれて　いる場合には、そのうちの最高の割増率を適用します。

**（特大品割増）**

11．貨物の長さ（高さを含みます。）、重量又は容積が特に大きなときは、所定の割増率を適用します。

**（特殊車両割増）**

12．特殊車両を使用した場合は、所定の割増率を適用します。

　　ただし、積載した貨物に品目別割増を適用した場合には適用しません。

**（悪路割増）**

13．運送区間中に悪路割増適用区間に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。

悪路割増区間の運送距離に対応する基準運賃×０．３

**（冬期割増）**

14．運送区間中に冬期割増適用地域に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。

冬期割増区間の運送距離に対応する基準運賃×０．２

**（休日割増）**

15．日曜祝祭日及びそれにまたがる運送については、次の式により算出した金額を加算します。

日曜祝祭日に運送した運送距離に対応する基準運賃×０．２

**（深夜・早朝割増）**

16．深夜・早朝割増の適用時間（午後１０時から午前５時まで）に行われる運送については、次の式により算出した金額を加算します。

深夜・早朝割増適用時間に運送した運送距離に対応する基準運賃×０．３

**（長期契約割引）**

17．３ヶ月以上にわたる契約（文書をもって運送契約を締結したものに限ります。）により、継続かつ反復して運送される貨物（１回の運送距離が２００キロメートルを超えるものに限ります。）については、基準運賃に対して１５％以内の割引率を適用することができます。

**（往復貨物の割引）**

18．１個の契約で、同一の車両により通常の車両回送の範囲内において往復貨物の運送　（それぞれお１００キロメートル以上の運送に限ります。）を行う場合であって、次の　（１）又は（２）のときには往路及び復路の基準運賃について、それぞれ２０％以内の　割引率を適用することができます。

 ただし、長期契約割引が適用される場合は適用しません。

（１）往路及び復路の貨物が同一荷主のものである場合

（２）往路の荷主が復路の貨物をあっせんし、その運賃料金の支払いについて連帯責任を負う場合

**（車両留置料）**

19．削除

**（積込料及び取卸料について）**

19-1．荷送人又は荷受人の依頼により貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には積込料又は取卸料を収受します。

　　（１）車上における貨物の積み付けであって、シート、ロープなど通常備えている積付用品による作業は当店の負担において行います。

　　（２）作業員を複数配置した場合には、人数と作業時間に応じて収受します。

　　（３）積込み又は取卸し作業の際に荷役機械及び副資材を使用した場合等には別途実費を収受します。

**（待機時間料について）**

19-2．車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間（荷送人又は荷受人が貨物の積込み若しくは取卸し又は附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。）に応じて待機時間料を収受します。ただし、１回の運送において２箇所以上で待機が発生する場合は、それぞれについて合計するものとします。

**（地区割増料）**

20．貨物の発地又は着地が、東京都（特別区に限ります）又は、住民基本台帳に基づく人口が５０万人以上の都市の場合には、所定の地区割増料を収受します。

 ただし、貨物の発地及び着地が同一都市内又は隣接都市間の場合には、発地又は着地のいずれか一方についてのみ収受します。

**（パレットの使用等）**

21．ＪＩＳ規格のパレット（荷主側の提供したものに限ります。）の使用、荷主側の積卸作業等により積込み又は取卸しの時間が短縮された場合には、短縮された時間について、19-1の積込料又は取卸し料を適用した場合の金額を４．及び５．により計算した運賃より減じます。

**（消費税及び地方消費税の加算方法）**

22．（１）運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

（２）前号により計算した金額に１円未満の端数が生じた場合は、１円単位に四捨　　　　　五入します。

**（計算の順序）**

23．運賃及び料金の計算は、次の順序により行います。

　　①　使用車両及び運送距離による運賃の計算

　　②　割増率及び割引率の適用の計算

　　③　上下それぞれ１０％幅の適用計算

　　④　５．による運賃の端数処理

　　⑤　パレット使用等による減算

　　⑥　諸料金（端数処理を含む）の計算

　　⑦　22．による加算の計算

　　⑧　実費の計算

**（実費負担）**

24．次項に定める荷役費用及び荷主の要求により要する次に掲げる費用は、実費として収受します。

（１）有料道路利用料

（２）架装費用

（３）その他運送に関連して求められるサービスに対する費用

25．荷主の要求により行う品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の附帯業務に伴う費用は、実費として収受します。

26．フェリーボート利用料（自動車航送船利用料）

運送区間中にフェリーボートを利用して運送する場合には、次の式により算出した金　額を収受します。

｛使用車両の航送料（助手に係る旅客運賃を含む）＋航送時間中の固定費

（１時間当り待機時間料相当額×航送所要時間）}×２

**（そ　の　他）**

27．この運賃及び料金の適用に関して、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲で、当事者間の取り決め又は慣習によるものとします。

**（２）時間制運賃料金適用方**

**（運賃料金計算の基本）**

１．この運賃及び料金は、距離制運賃によることを適切としない運送又は荷主との契約で、　これによることとした運送に適用します。

２．この運賃及び料金は、使用車両及び時間制の別（８時間制又は４時間制の別）ごとに　計算します。

**（キロ程及び時間の計算）**

３．走行キロ及び作業時間の計算は、使用車両が荷主の指定した場所に到着したときからその作業が終了して車庫に帰庫するまでについて行います。

**（従　業　員）**

４．運送に従事する従業員の数は、１車につき１人とします。

**（距離制運賃料金適用方準用）**

５．距離制運賃料金適用方の１．２．４．５．７．10．から１６．22から27．までは時間制運賃料金を適用する場合に準用します。